

平成 27 年 9 月 28 日

各 位

神奈川県横浜市港北区綱島東五丁目 8 番 8 号
株 式 会 社 山 王
代 表 取 締 役 社 長 甲 山 文 成
(コード番号：3441)

問 い 合 せ 先 専 務 取 締 役 鈴 木 啓 治
管 理 本 部 長
電 話 番 号 0 4 5 (5 4 2) 8 2 4 1

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年 10 月 28 日開催予定の第 57 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、平成 27 年 8 月 19 日付けの「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しましたとおり、コーポレートガバナンス体制の一層の強化を図ることを目的として、監査役設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うとともに、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うための取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で責任限定契約を締結すること等を可能にする規定の新設、資本政策および配当政策を機動的に行うことを可能にするための規定の新設その他、上記の各変更に伴う所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）

平成 27 年 10 月 28 日（水）

定款変更の効力発生日（予定）

平成 27 年 10 月 28 日（水）

以上

(別紙)

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条(条文省略)	第1条～第3条(現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第6条 (条文省略)	第6条 (現行どおり)
(自己の株式の取得)	(削除)
第7条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	
第8条～第11条 (条文省略)	第7条～第10条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第18条 (条文省略)	第11条～第17条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会 (員数)	第4章 取締役および取締役会 (<u>取締役の員数</u>)
第19条 当社の取締役は、9名以内とする。 (新設)	第18条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は、9名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。</u>
(選任方法)	(<u>取締役の選任方法</u>)
第20条 取締役は、株主総会において選任する。 2 (条文省略) 3 (条文省略)	第19条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u> 2 (現行どおり) 3 (現行どおり)
(任期)	(<u>取締役の任期</u>)
第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第20条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後 <u>1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>

現行定款	変更案
<p>2 <u>増員により、また任期の終了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の存在する取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第22条～第23条(条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第21条～第22条(現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p>第26条(条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>第25条(現行どおり)</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>第28条(条文省略)</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>第27条(現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 29 条 取締役会は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 当会社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 30 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(選任方法)</p> <p>第 31 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 <u>監査役を選任する決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(任期)</p> <p>第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(報酬等)</u> <u>第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤の監査役)</u> <u>第 34 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第 35 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u> <u>第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u> <u>第 37 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u> <u>第 38 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u> <u>第 39 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する最低責任限度額とする。</u></p>	(削除)
<p><u>(補欠監査役)</u> <u>第 40 条 当社は、会社法第 329 条第 2 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>2 <u>補欠監査役の選任決議の定足数は、定款第31条第2項の規定を準用する。</u></p> <p>3 <u>第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。ただし、補欠監査役として選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。</u></p> <p>4 <u>補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>第6章 会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(会計監査人の設置)</u></p> <p><u>第41条 当社は、会計監査人を置く。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第6章 会計監査人</u></p> <p>(削除)</p>
<p>第42条～第43条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て、決定する。</p>	<p>第33条～第34条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て、決定する。</p>
<p style="text-align: center;"><u>第7章 計算</u></p> <p>(事業年度)</p> <p>第45条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第7章 計算</u></p> <p>(事業年度)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> <u>第37条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>
<p>(期末配当金) 第46条 当社は、<u>株主総会の決議によって、毎年7月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</u></p>	<p>(剰余金の配当の基準日) 第38条 当社の<u>期末配当の基準日は、毎年7月31日とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2 当社の中間配当の基準日は、毎年1月31日とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>3 前2項のほか、当社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p><u>(中間配当金)</u> 第47条 当社は、<u>取締役会の決議によって、毎年1月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当」という。）をすることができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(配当金の除斥期間) 第48条 期末配当金および中間配当金が、<u>支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p>	<p>(配当金の除斥期間) 第39条 期末配当および中間配当が、<u>支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p>